

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日)  
当日は、その翌日

## 目 次

- ◇ 告 示 町等の区域の変更等 (市町村振興課)  
字の区域の変更等 ( )  
保険医療機関等の指定 (保険課)  
特定計量器の定期検査の実施 (商政課)  
土地改良法による換地処分 (農村整備課)  
出納長の権限に属する事務の一部の委任 (会計課)  
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正 ( )
- ◇ 選管告示 鳥取県知事選挙におけるポスター掲示の開始の日
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集 (総務課)

## 告 示

### 鳥取県告示第百六十七号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る天神野地区第四工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域 (平成十年八月十日現在の地番による。)
志津字藤井谷	志津字藤井谷の全域
	大鳥居字油木の全域
廃止する字の名称	大鳥居字油木

### 鳥取県告示第百六十八号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る天神野地区第四工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



<p>大字大鳥居字ウナ</p> <p>〇の八、一一四〇の九、一一四一の二、一一四一の三、一一四一の四、一一四八の一〇及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字大鳥居字上出口一二〇〇の一、一二〇一の一、一二〇二の三、一二〇三の一、一二〇六、一二〇七の一、一二〇八の一、一二〇九、一二一〇の一、一二一〇の二、一二一一、一二一二の一、一二一二の三、一二一三の三、一二一三の四、一二一五の二、一二一五の四、一二一六の一、一二一八及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字大鳥居字ウナ谷</p> <p>大字大鳥居字ウナ谷のうち一一三九の二の一部、一一三九の七、一一三九の二、一一四〇の一、一一四〇の二、一一四〇の五、一一四〇の八、一一四〇の九、一一四一の二、一一四一の三、一一四一の四、一一四三の二、一一四三の六、一一四三の七、一一四三の八の一部、一一四三の二〇から一一四三の二二まで、一一四三の二五、一一四三の二六、一一四八の一から一一四八の六まで、一一四八の一〇から一一四八の一五まで、一一五三の二、一一五三の六、一一五三の七、一一五三の九、一一五三の一〇、一一五四の二の一部、一一五四の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字大鳥居字小谷</p> <p>大字大鳥居字ウナ谷一一四三の二、一一四三の六、一一四三の七、一一四三の八の一部、一一四三の二〇から一一四三の二二まで、一一四三の二五、一一四三の二六、一一四八の一から一一四八の六まで、一一四八の一から一一四八の一五まで、一一五三の二、一一五三の六、一一五三の七、一一五三の九、一一五三の一〇、一一五四の二の一部、一一五四の五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字大鳥居字小谷の全域</p>	<p>大字大鳥居字上出口</p> <p>大字大鳥居字上出口のうち一二〇〇の一、一二〇一の一、一二〇二の三、一二〇三の一、一二〇六、一二〇七の一、一二〇八の一、一二〇九、一二一〇の一、一二一〇の二、一二一一、一二一二の二、一二一二の三、一二一三の三、一二一三の四、一二一五の二、一二一五の四、一二一六の一、一二一八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
---	---	--	---

<p>大字大鳥居字油木</p> <p>大字松河原字横峯一〇六の二六五の一部、一〇六の二六六の一部、一〇六の二六八の一部、一〇六の二七〇の一部、一〇六の二七二の一部、一〇六の二七三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字志津字藤井谷のうち九三三の九一、九三三の九九の一部、九三三の一〇〇の一部、九三三の一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字大鳥居字油木のうち一二三三の一四の一部、一二三三の一五から一二三三の一七まで、一二三三の一九から一二三三の二二まで、一二三三の二四の一部、一二三三の二七、一二三三の三一、一二三三の八九の一部、一二三三の九〇から一二三三の九二まで、一二三三の九三の一部、一二三三の一〇四の一部、一二三三の一〇五の一部、一二三三の一〇六から一二三三の一〇八まで、一二三三の一〇九の一部、一二三三の一六四の一部、一二三三の一六五、一二三三の一六六、一二三三の一六七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字大鳥居字野畑</p> <p>大字大鳥居字野畑の全域</p> <p>大字大鳥居字仙隠峯一二三五の一七三、一二三五の一七四、一二三五の二〇三から一二三五の二〇八まで、一二三五の二一〇、一二三五の二二二、一二三五の二二四から一二三五の二二六まで、一二三五の二二八から一二三五の二二九まで、一二三五の二三〇から一二三五の二三三まで、一二三五の二三四、一二三五の二三五の四一三、一二三五の四一四及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字大鳥居字仙隠峯</p> <p>大字大鳥居字仙隠峯のうち一二三五の一七三、一二三五の一七四、一二三五の二〇三から一二三五の二〇八まで、一二三五の二一〇、一二三五の二二二、一二三五の二二四から一二三五の二二六まで、一二三五の二二八から一二三五の二二九まで、一二三五の二三〇から一二三五の二三三まで、一二三五の二三四、一二三五の二三五の四一三、一二三五の四一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>廃止する字の名称</p> <p>大字志津字藤井谷</p>
---	---	---	---------------------------------

鳥取県告示第百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年生令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人大谷整形外科医院	鳥取市正蓮寺四二一	平成十一年三月一日
医療法人社団永井整形外科医院	米子市上後藤一丁目八二二六	〃
真誠会医院	米子市河崎五八〇	〃
医療法人社団つくだ医院	倉吉市中江三二七二三	〃
加藤医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村加瀬木二二三五	〃
伊藤歯科医院鳥取医院	鳥取市栄町四〇一	〃
伊藤歯科医院智頭医院	八頭郡智頭町智頭一七〇八一三	〃
医療法人社団諏訪部歯科診療所	東伯郡北条町弓原二九三一二	〃
みやもと産婦人科医院	鳥取市叶二九三二七	平成十一年三月四日
みなみ薬局	鳥取市富安一丁目七六	平成十一年三月一日
遠藤全快堂薬局	米子市日野町一六五	〃
明治町薬局	倉吉市明治町一〇三二一八	平成十一年三月一日
サフラン薬局	米子市祇園町三丁目二四一二〇	平成十一年三月十日

鳥取県告示第百七十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
気高郡	平成十一年四月十九日から平成十二年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
気高郡	平成十一年四月十九日	午後一時から午後三時まで	気高郡鹿野町大字鹿野一五一七 鹿野町役場
気高郡	平成十一年四月二十日	〃	気高郡気高町大字浜村二三三一二 気高町農業者トレーニングセンター
気高郡	平成十一年四月二十一日	〃	気高郡青谷町大字青谷四〇八三二三 青谷町中央公民館
気高郡	平成十一年四月二十八日	〃	鳥取市秋里三九〇 鳥取県産業技術センター
〃	平成十一年五月六日から同月三十一日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所

鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十一年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

平成十年度鳥取県介護支援専門員実務研修に係る資料代の収納事務

二 委任を受けた出納員及び委任期間

1 鳥取県福祉保健部長寿社会課 主幹 亀井 一賀

平成十一年三月二十日から同月二十三日まで及び同月二十七日から同月二十九日まで

2 鳥取県福祉保健部長寿社会課 主幹 岩垣 宝祥

平成十一年三月二十七日から同月二十九日まで

鳥取県告示第七十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成十一年三月二十一日から施行する。

平成十一年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表株式会社鳥取銀行の項中

を	三 柳 支 店	米子市両三柳
	ジャスコ日吉津出張所	西伯郡日吉津村大字日吉津

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十一年四月十一日執行予定の鳥取県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を平成十一年三月二十五日と定めたので、同法第四百四十四条の二第五項の規定により告示する。

平成十一年三月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十一年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一 日時 平成十一年三月二十日(土) 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

- 1 鳥取県教育委員会事務局組織規定の一部改正について
- 2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千三百円(送料を含む)】